

<p>世界最先端のIT国家の姿を国民のみならず世界に広く提示するため、最先端技術の開発、実証実験等を実施する。</p>	<p>警察庁</p>	<p>・現場急行支援システム(FAST)については、平成15年1月に岡山市内で運用を開始し、車載装置からの緊急通報受付装置(HELP)と合わせて措置した。 ・歩行者等支援情報通信システム(PICS)については、平成14年11月に京都市内で実証実験を実施した。</p>	<p>・車載装置からの緊急通報受付装置(HELP)及び現場急行支援システム(FAST)の整備により、レスポンス・タイムが短縮された。 ・歩行者等支援情報通信システム(PICS)の整備により、身体障害者・高齢者等の安全で円滑な移動が実現された。</p>	<p>現場急行支援システム(FAST)については、消防等関係機関との連携により、救急車等の緊急車両への適用等を、歩行者等支援情報通信システム(PICS)については、他省が推進する歩行者支援システムとの連携等を、それぞれ検討する必要がある。</p>	<p>現場急行支援システム(FAST)及び歩行者等支援情報通信システム(PICS)の一部システムについて、整備を推進する。</p>
<p>京都議定書の実施に必要な体制整備、地球温暖化防止国民運動に展開等により脱温暖化の社会作りを推進する。</p>	<p>警察庁</p>	<p>リアルタイム情報に基づく信号制御モデル実証実験、交通情報提供事業に係る提供情報の検証システムを推進するとともに、信号機の設置、交通管制システムの高度化等交通安全施設を整備し、交通流の円滑化と温暖化原因物資の排出抑制を図った。</p>			<p>交通規制情報管理システムの整備、環境対応型交通管制モデル事業等を通じた交通管理技術の開発を行うとともに、新交通管理システム(UTMS)の整備拡充、信号灯器のLED化を推進する。</p>
<p>ETC(ノンステップ自動料金支払いシステム)、パーク&amp;ライド駐車場、UTMS(新交通管理システム)などを活用した交通需要マネジメントによる渋滞削減など既存ストック有効活用施策を積極的に推進する。</p>	<p>警察庁</p>	<p>公共車両優先システム(PTPS)の整備等によるバス優先対策、信号制御の高度化等の交通容量拡大対策等を推進するとともに、交通需要マネジメント(TDM)実証実験施策の認定を行い、これら施策を重点的に支援した。</p>			<p>交通管制システム、光ビーコン、交通情報板等の交通安全施設を整備するとともに、これらを活用した交通管理の最適化を図る。</p>
<p>道路占用・使用許可の運用等の改善</p>	<p>警察庁</p>	<p>路上工事に伴う道路使用許可に際しては、工事期間を通じて発生する混雑の総量が小さくなると評価できるときは、昼夜間連続工事を認めるなど、弾力的な運用を行った。</p>	<p>昼夜間連続工事、施工区間の延長等を認める弾力的な道路使用許可制度の運用によって、工事期間の短縮等、施工事業者のコスト削減に繋がった。</p>		<p>引き続き道路使用許可の弾力的運用に努める。</p>

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ. その他の制度改革					
サイバーテロ対策のための機動的技術部隊（サイバーフォース）を運営開始する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・13年12月からサイバーフォースの運営を開始し、各都道府県警察とともに、重要インフラ事業者等との連携強化のための取組みを開始した。</li> <li>・14年4月からサイバーフォースの24時間体制の運営を開始し、その活動により得られた情報、分析結果等を随時公表し、広く国民のセキュリティ意識の向上を図るとともに、重要インフラ事業者等を訪問して提供することにより、重要インフラ事業者等との連携を強化した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットにまん延するサイバー攻撃の状況を公表することにより、国民のセキュリティ意識の向上を図り、情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保に貢献した。</li> <li>・国民に対する迅速かつ積極的な情報提供等により、新型のコンピュータ・ワーム事案における被害拡大の防止に努め、情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保に貢献した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイバーフォースの緊急対処能力の更なる向上</li> <li>・国民のセキュリティ意識向上のための更なる情報提供</li> <li>・重要インフラ事業者等との更なる連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <ul style="list-style-type: none"> <li>・要員の訓練等を行い、サイバーフォースの緊急対処能力を強化する。</li> <li>・平成14年度第4四半期の「我が国におけるインターネット治安情勢の分析について」の公表し、警察庁セキュリティポータルサイトに掲載することなどにより、国民のセキュリティ意識の向上を図る。</li> <li>・重要インフラ事業者等を訪問し、セキュリティ情報の提供によりセキュリティ意識の向上を図るなど、連携を強化する。</li> </ul> </li> <li>② <ul style="list-style-type: none"> <li>・要員の訓練等を行い、サイバーフォースの緊急対処能力を強化する。</li> <li>・平成15年度第1四半期及び第2四半期の「我が国におけるインターネット治安情勢の分析について」の公表し、警察庁セキュリティポータルサイトに掲載することなどにより、国民のセキュリティ意識の向上を図る。</li> <li>・重要インフラ事業者等を訪問し、セキュリティ情報の提供によりセキュリティ意識の向上を図るなど、連携を強化する。</li> </ul> </li> <li>③ <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的な訓練による要員の能力の向上や装備資機材の充実等により、サイバーフォースの緊急対処能力の強化に努める。</li> <li>・平成15年度第3四半期以降も引き続き「我が国におけるインターネット治安情勢の分析について」を公表し、警察庁セキュリティポータルサイト及び重要インフラ事業者等への訪問により、セキュリティ情報の随時提供し、国民のセキュリティ意識の向上及び重要インフラ事業者等との連携強化を更に推進する。</li> </ul> </li> </ul>

ホ. その他の制度改革

<p>②「産業再生機構(仮称)」の創設</p> <p>・企業再生に取り組むための新たな機構(産業再生機構(仮称))を預金保険機構の下に整理回収機構(RCC)と並んで創設する。同機構は、「基本指針」に従い、金融機関において「要管理先」等に分類されている企業のうち、メインバンク・企業間で再建計画が合意されつつある等により当該機構が再生可能と判断する企業の債権を、企業の再生を念頭に置いた適正な時価で、原則として非メインの金融機関から買い取る。再建計画及び買取価格等の適正性を担保するため、機構内に有識者からなる「産業再生委員会(仮称)」を設ける。</p> <p>・機構は、再生企業への追加融資や出資、信託、保証機能等を備える金融機関(株式会社形態かつ存続期間を設定)とする。機構の設立及び運営は、金融界や産業界に相当規模の専門家の派遣を要請するなど、可能な限り民間部門の人的・資金的な支援を得て行うとともに、政府として、関係省庁からの出向や機構の資金調達に対する政府保証の付与など、所要の人的・財政的支援を行う。</p> <p>・機構とメインバンクで企業の債権の相当部分を保有し、強かに企業のリストラ・経営再建を推進する。企業再生策の作成は、メインバンクの情報、ノウハウ、資金(つなぎ資金、ニューマネー)、人材を最大限活用する。機構は、政府全体の協力を得て、業界内での再編なくして再生不能と考えられる企業について、機構内に集積された情報を踏まえ、「基本指針」に従い、産業の再編も視野に入れた企業の再生策を樹立・実行する。政策金融機関の出融資も活用する。</p>	<p>内閣府</p>	<p>「株式会社産業再生機構法案」及び「株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を通常国会に提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100以上のヒアリングを実施し、マーケットの最新の情報・ノウハウを活用して、3ヶ月弱の期間で法案を準備。</li> <li>・内容をわかりやすく国民に説明するため53項目からなるQ&amp;Aを作成し、法案の提出とともに公表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別事業の再生支援による我が国産業の再生、不良債権の処理の促進による信用秩序の維持及び金融仲介機能の回復のため、機構を可能な限り早期に設立する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①法案の成立</li> <li>②機構の設立及び円滑な運営</li> <li>③平成16年度末までに集中的に債権を買取、その後3年以内に取得した債権等の処分を行う。</li> </ul>
---	------------	---	--	---	--

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>二. 金融システム改革</b>					
<p>②「産業再生機構(仮称)」の創設</p> <p>・企業再生に取り組むための新たな機構(産業再生機構(仮称))を預金保険機構の下に整理回収機構(RCC)と並んで創設する。同機構は、「基本指針」に従い、金融機関において「要管理先」等に分類されている企業のうち、メインバンク・企業間で再建計画が合意されつつある等により当該機構が再生可能と判断する企業の債権を、企業の再生を念頭に置いた適正な時価で、原則として非メインの金融機関から買い取る。再建計画及び買取価格等の適正性を担保するため、機構内に有識者からなる「産業再生委員会(仮称)」を設ける。</p> <p>・機構は、再生企業への追加融資や出資、信託、保証機能等を備える金融機関(株式会社形態かつ存続期間を設定)とする。機構の設立及び運営は、金融界や産業界に相当規模の専門家の派遣を要請するなど、可能な限り民間部門の人的・資金的な支援を得て行うとともに、政府として、関係省庁からの出向や機構の資金調達に対する政府保証の付与など、所要の人的・財政的支援を行う。</p> <p>・機構とメインバンクで企業の債権の相当部分を保有し、強力で企業のリストラ・経営再建を推進する。企業再生策の作成は、メインバンクの情報、ノウハウ、資金(つなぎ資金、ニューマネー)、人材を最大限活用する。機構は、政府全体の協力を得て、業界内での再編なくして再生不能と考えられる企業について、機構内に集積された情報を踏まえ、「基本指針」に従い、産業の再編も視野に入れた企業の再生策を樹立・実行する。政策金融機関の出融資も活用する。</p>	内閣府	「株式会社産業再生機構法案」及び「株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を通常国会に提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100以上のヒアリングを実施し、マーケットの最新の情報・ノウハウを活用して、3ヶ月弱の期間で法案を準備。</li> <li>・内容をわかりやすく国民に説明するため53項目からなるQ&amp;Aを作成し、法案の提出とともに公表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別事業の再生支援による我が国産業の再生、不良債権の処理の促進による信用秩序の維持及び金融仲介機能の回復のため、機構を可能な限り早期に設立する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①法案の成立</li> <li>②機構の設立及び円滑な運営</li> <li>③平成16年度末までに集中的に債権を買取、その後3年以内に取得した債権等の処分を行う。</li> </ul>

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>二. 金融システム改革</b>					
<p>2.新しい企業再生の枠組み (4)企業と産業の再生のための新たな仕組み ・産業再生・雇用対策戦略本部の設置(11月12日)。 ・産業再生機構(仮称)設立準備室の設置(11月8日)。</p>	<p>内閣府 (産業再生機構設立準備室)</p>	<p>・産業再生・雇用対策戦略本部第4回会合(12月19日)において、「企業・産業再生に関する基本指針」を決定。 ・「株式会社産業再生機構法案」及び「株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を通常国会に提出</p>	<p>・100以上のヒアリングを実施し、マーケットの最新の情報・ノウハウを活用して、3ヶ月弱の期間で法案を準備。 ・内容をわかりやすく国民に説明するため53項目からなるQ&amp;Aを作成し、法案の提出とともに公表。</p>	<p>・個別事業の再生支援による我が国産業の再生、不良債権の処理の促進による信用秩序の維持及び金融仲介機能の回復のため、機構を可能な限り早期に設立する。</p>	<p>①法案の成立 ②機構の設立及び円滑な運営 ③平成16年度末までに集中的に債権を買取、その後3年以内に取得した債権等の処分を行う。</p>

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ロ. 歳出改革					
<p>○産学官連携による研究開発・事業化等の推進</p> <p>総合科学技術会議は、本年6月、「産学官連携の基本的考え方と推進方策」を決定し、産学官連携の形態別（技術移転、大学発ベンチャー等）、分野別（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料）の課題と具体的方策、地域科学技術の振興、産学官連携の観点から見た大学改革、人材交流の活性化等の基本的考え方を明らかにした。同推進方策に基づき、産学官連携のための基盤形成・環境整備、起業化につながる研究開発、研究成果の円滑な移転・実用化・事業化の支援などの取組を積極的に推進する。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>○科学技術政策担当大臣及び有識者議員は、関係府省から平成14年度補正予算として要望されている科学技術関係施策について、ヒアリング・検討を行った。</p> <p>○関係府省の施策は、民間需要誘発効果や雇用創出効果が特に高く、現下の低迷する経済への即効性が認められるとともに、将来の科学技術の発展を通じて産業基盤の強化にもつながるだけでなく、第2期科学技術基本計画の着実な推進にもつながるものであった。そのため、これらの施策について、所要の経費の確保が必要である旨、科学技術政策担当大臣及び有識者議員が財政当局へ働きかけを行った。</p> <p>○平成14年度補正予算において、科学技術関係予算として3,238億円を確保。</p>		<p>研究開発型ベンチャーの創出</p>	<p>総合科学技術会議は、研究開発型ベンチャー創出のため、有識者からなる研究開発型ベンチャープロジェクトチームを設けて審議・検討を行っており、今後、具体的な方策を取りまとめていく予定。</p>

<p>(2) 技術力戦略 (産業化支援) 文部科学省、経済産業省は平成14年度から、大学発ベンチャーの育成、公設試験機関や企業の有する基礎研究の実用化等の観点から、マッチング事業等を推進する。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>科学技術システム改革専門調査会に、有識者からなる研究開発型プロジェクトチームを設け、企業、大学等、公的研究機関での研究開発の成果の実用化、事業化を効果的に推進するための具体的な方策について、集中的に調査・検討を行っている。 平成14年11月9日に「研究開発型ベンチャー創出に関する当面の対応課題について(案)」を提言した。</p>			<p>研究開発型ベンチャープロジェクトチームにおいて審議・検討を進め、本年度内を目途に最終まとめを行う予定。</p>
--	-------------------------	--	--	--	--

ハ. 規制改革					
<p>(2) 技術力戦略 (新しい産学官連携の推進)</p> <p>文部科学省は、平成14年度中に、研究成果物、知的財産権等の取扱いについて、産学官連携における大学のルールを整備する。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>総合科学技術会議は、「産学官連携の基本的考え方と推進方策」(平成14年6月19日)において、大学等における研究成果物、知的財産の管理について、関係府省に意見具申。また、「知的財産戦略について」(平成14年12月25日)において、大学等における知的財産、知的成果物の管理について、関係府省に意見具申。</p>			<p>関係府省の対応状況について必要に応じてフォローアップを行う。</p>
<p>(2) 技術力戦略 (新しい産学官連携の推進)</p> <p>経済産業省は、平成14年度中に国有特許を民間へ譲渡する場合の価格決定ルールを設定する。また、平成14年度中に産業活力再生特別措置法に基づく委託研究先への特許権の帰属について、原則、関係府省全研究委託費への拡大を図る。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>総合科学技術会議は、「産学官連携の基本的考え方と推進方策」(平成14年6月19日)において、産業活力再生特別措置法第30条の適用拡大、国立大学や独立行政法人研究機関の特許権等の簡便な価格評価について、関係府省に意見具申。また、「知的財産戦略について」(平成14年12月25日)において、産業活力再生特別措置法第30条の適用拡大について、関係府省に意見具申。</p>			<p>関係府省の対応状況について必要に応じてフォローアップを行う。</p>



<p>(4) 産業発掘戦略／環境産業の活性化 ・関係府省は、廃棄物・リサイクル処理などの環境技術の実用化に向けた研究開発等を進めることにより、経済活動への環境の負荷を低減し、環境セクターを創出し、拡大する。また、関係府省は、自動車リサイクル制度の創設や、各種リサイクル法の着実な実施など循環型社会の構築に向けた取組みを推進する。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>○環境分野の分野別推進戦略に従って、関係府省の科学技術関連施策の連携・調整を図った。 ○「温暖化対策技術プロジェクトチーム」（平成14年6月19日決定）を設置し、バイオマスのエネルギー転換技術を始めとする温暖化対策技術に関する研究開発戦略について調査・検討を行った。</p>			<p>○プロジェクトチームでの検討を、「平成16年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」に反映させる。 ○関係府省の対応状況について必要に応じてフォローアップを行う。</p>
<p>(4) 産業発掘戦略／環境産業の活性化 ・燃料電池については、内閣官房及び関係府省は、平成17年を目途に安全性の確保を前提としつつ、包括的な規制の再点検を行う。また、関係府省は、燃料電池自動車、住宅用燃料電池の開発・普及を推進する。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>○環境分野の分野別推進戦略に従って、関係府省の科学技術関連施策の連携・調整を図った。 ○「温暖化対策技術プロジェクトチーム」（平成14年6月19日決定）を設置し、燃料電池・水素燃料利用を始めとする温暖化対策技術に関する研究開発戦略について調査・検討を行った。</p>			<p>○プロジェクトチームでの検討を、「平成16年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」に反映させる。 ○関係府省の対応状況について必要に応じてフォローアップを行う。</p>

<p>(2) 技術力戦略／産業力強化のためのIT化推進 ・総務省及び関係府省は、第4世代移动通信システムなど、どこでも型、移動型の次世代ITの産学官研究開発を推進する。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>○各府省が概算要求を行った平成15年度の科学技術関係の新規・既存施策について、科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員が、優先順位付け（SABCの4段階）を行った。どこでも型、移動型の次世代ITについては、ユビキタスネットワーク（何でもどこでもネットワーク）技術の研究開発やネットワーク・ヒューマンインタフェースの総合的な研究開発などの一部がSとされた。また、経済活性化のための研究開発プロジェクトにおいて産学官研究開発を推進した。 ○優先順位付けの結果が政府予算案の編成に反映されるよう、大臣及び有識者議員が、関係大臣や財政当局に直接説明するなどのフォローアップを行った。 ○「情報通信研究開発推進プロジェクトチームの設置について」（平成14年11月20日 総合科学技術会議 重点分野推進戦略専門調査会決定）に基づいて、情報通信による国民生活の向上や産業競争力の強化を目指す上で、その基盤となる科学技術の推進に係る方策について調査・検討を行なっている。 ○平成15年度政府予算案において、科学技術関係予算は対前年度1.3%増、一般会計科学技術振興費は対前年度3.9%増となっており、一般歳出と比較して大きな伸びを達成。</p>		<p>○第2期科学技術基本計画の達成に向けた政府研究開発投資の拡充。 ○真に重要な施策に対する研究開発資源の戦略的・重点的な配分。</p>	<p>○府省の枠を超えて総合的に研究開発が推進され、成果が社会に還元されるよう、総合科学技術会議は、「平成15年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」等を基に実施状況を把握・調整する。 ○情報通信研究開発推進プロジェクトチームでの検討を進め、必要に応じて「平成16年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」に反映する。</p>
--	-------------------------	--	--	---	--

<p>(2) 技術力戦略 (戦略分野への選択と集中)</p> <p>・総合科学技術会議は、関係府省と協力して、基礎研究を重視するとともに、科学研究費補助金等の競争的資金の割合を拡大する。また、競争的資金の成果について厳正な評価を行うなど、制度改革を推進する。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>・平成15年度政府予算案において、科学研究費補助金等を含む競争的研究資金制度全体で前年比1.4%増を達成。</p> <p>・平成15年度において、プログラムオフィサー計236名、プログラムディレクター計13名の配置を予定。また、科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金に関する平成15年度予算については、新たに繰越明許費に指定予定。</p> <p>・競争的研究資金制度について、総合科学技術会議で評価を実施することについて、平成15年1月28日の総合科学技術会議で決定。</p>		<p>予算の拡充、制度改革、競争的研究資金制度の評価について、引き続き、意見具申、フォローアップ等に努める。</p>	<p>①競争的資金制度改革に関するとりまとめを予定 ②総合科学技術会議における競争的研究資金制度の評価を実施 ③制度改革、評価結果の制度・予算への反映とフォローアップの実施及び競争的研究資金制度の拡充に努める</p>
<p>(2) 技術力戦略 (戦略分野への選択と集中)</p> <p>・関係府省は、財務省との協議の上で、平成15年度から科学研究費補助金等の研究開発資金を年度を越える個別の研究開発の進捗に合わせて柔軟に執行できるよう対応する。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>・総合科学技術会議に設置した競争的資金制度改革プロジェクトにおいて、平成14年6月に中間まとめを行い、競争的研究資金の年度間繰越を柔軟に行えるよう検討を提言。</p> <p>・科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金に関する平成15年度予算について、新たに繰越明許費に指定予定。</p>		<p>研究機関での年度間繰越が実効あるものとなるよう、手続き等をさらに検討する必要がある。</p>	<p>年度間繰越の実施の簡素化、実施状況の把握等に努める。</p>

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ロ. 歳出改革					
<p>(2)技術力戦略 (戦略分野への選択と集中) 総合科学技術会議は、「平成15年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」においてライフサイエンス等の重点4分野へのメリハリのある重点化を図る。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>○各府省が概算要求を行った平成15年度の科学技術関係の主要な新規・既存施策について、科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員が、優先順位付け(SABCの4段階)を行った。 ○優先順位付けの結果が政府予算案の編成に反映されるよう、大臣及び有識者議員が、関係大臣や財政当局に直接説明するなどのフォローアップを行った。 平成15年度予算案における科学技術関係予算への優先順位付けの反映については、14年度当初予算額からの伸率で見ると、一般会計分で、 S : +21.2%、 A : + 3.4%、 B : ▲ 4.7%、 C : ▲73.5% (第23回総合科学技術会議(H14.12.25)財務省提出資料より)</p>		<p>○第2期科学技術基本計画の達成に向けた政府研究開発投資の拡充。真に重要な施策に対する研究開発資源の更なる戦略的・重点的な配分。</p>	<p>○府省の枠を超えて総合的に研究開発が推進され、成果が社会に還元されるよう、総合科学技術会議は、「平成15年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」等を基に実施状況を把握・調整する。 ○専門調査会等での検討を踏まえ、6月を目途に「平成16年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」を作成する。</p>

<p>ハ. 規制改革</p>					
<p>○「科学技術基本計画」に基づき、科学技術の戦略的重点化と、科学技術システム改革を進める。</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>総合科学技術会議は、「知的財産戦略について」（平成14年12月25日）において、我が国の研究開発投資の拡充に対応した成果の創出と確保を図り、国際競争力の強化に結びつけるための方策について、関係府省に意見具申。</p>			<p>関係府省の対応状況について必要に応じてフォローアップを行う。</p>
<p>ホ. その他の制度改革</p>					
<p>○「科学技術基本計画」に基づき、科学技術の戦略的重点化と、科学技術システム改革を進める。 (産学官連携の推進)</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>・総合科学技術会議は、「産学官連携の基本的考え方と推進方策」（平成14年6月19日）を策定し、関係府省に意見具申を行った。 ・平成14年6月15、16日に京都市で、産学官連携の第一線のリーダーや実務者を対象とした全国レベルの「第1回産学官連携推進会議」を開催した。 また、平成13年度に続き、平成14年11月18日に東京で、全国の産業界、大学・研究機関、地方自治体等のトップによる「第2回産学官連携サミット」を開催した。 さらに、「地域産学官連携サミット」を、平成13年12月末までに実施済の九州、近畿、北海道、中部の各地域に加え、東北（H14/1/26、仙台市）、中国（2/2、広島市）、沖縄（2/16、那覇市）、四国（2/23、高松市）、関東（3/16、東京・品川）、中国（11/9、松江市）、中部（12/12、名古屋市）の合わせて9地域ブロックで11回開催した。</p>	<p>・これらの会議には、合わせて1万人以上が参加し、産学官連携の気運が大きく盛り上がりとともに、国全体として産学官連携の推進により経済の活性化を図るという意識がトップから現場まで共有されるとともに、産学官一体となって改革を実行する具体的な道筋が明確化されるなど大きな成果を得た。</p>	<p>・これまでの成果を確固たるものとするため、具体的な成功事例の公表などを盛り込みながら、継続的に会議を開催していくことが必要。</p>	<p>②平成15年末 平成15年6月7、8日に京都市で、第一線のリーダーや実務者を対象とした「第2回産学官連携推進会議」を開催予定。</p>

<p>○「科学技術基本計画」に基づき、科学技術の戦略的重点化と、科学技術システム改革を進める。 (産学官連携等)</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>総合科学技術会議は、「産学官連携の基本的考え方と推進方策」(平成14年6月19日)を策定し、関係府省に意見具申を行った。</p>		<p>研究開発型ベンチャーの創出</p>	<p>①第156回国国会会期末  総合科学技術会議は、研究開発型ベンチャー創出のため、有識者からなる研究開発型ベンチャープロジェクトチームを設けて審議・検討を行っており、今後、具体的な方策を取りまとめていく予定。</p>
<p>○「科学技術基本計画」に基づき、科学技術の戦略的重点化と、科学技術システム改革を進める。 (競争的研究資金の改革と拡充)</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>・平成15年度政府予算案において、科学研究費補助金等を含む競争的研究資金制度全体で前年比1.4%増を達成。 ・平成15年度において、プログラムオフィサー計236名、プログラムディレクター計13名の配置を予定。 ・科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金に関する平成15年度予算について、新たに繰越明許費に指定予定。 ・競争的研究資金制度について、総合科学技術会議で評価を実施することについて、平成15年1月28日の総合科学技術会議で決定。</p>		<p>・予算の拡充、制度改革、競争的研究資金制度の評価について、引き続き、意見具申、フォローアップ等に努める。 ・研究機関での年度間繰越が実効あるものとなるよう、手続き等をさらに検討する必要がある。</p>	<p>①競争的資金制度改革に関するとりまとめを予定 ②総合科学技術会議における競争的研究資金制度の評価を実施 ③制度改革、評価結果の制度・予算への反映とフォローアップの実施及び競争的研究資金制度の拡充に努める 年度間繰越の実施の簡素化、実施状況の把握等に努める</p>

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
□. 歳出改革					
<p>○「科学技術基本計画」に基づき、科学技術の戦略的重点化と、科学技術システム改革を進める。 (戦略的重点化)</p>	<p>内閣府 総合科学技術会議</p>	<p>○各府省が概算要求を行った平成15年度の科学技術関係の主要な新規・既存施策について、科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員が、優先順位付け（SABCの4段階）を行った。 ○優先順位付けの結果が政府予算案の編成に反映されるよう、大臣及び有識者議員が、関係大臣や財政当局に直接説明するなどのフォローアップを行った。 平成15年度予算案における科学技術関係予算への優先順位付けの反映については、14年度当初予算額からの伸率で見ると、一般会計分で、 S：+21.2%、 A：+3.4%、 B：▲4.7%、 C：▲73.5% (第23回総合科学技術会議(H14.12.25)財務省提出資料より)</p>		<p>○第2期科学技術基本計画の達成に向けた政府研究開発投資の拡充。真に重要な施策に対する研究開発資源の更なる戦略的・重点的な配分。</p>	<p>・府省の枠を超えて総合的に研究開発が推進され、成果が社会に還元されるよう、総合科学技術会議は、「平成15年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」等を基に実施状況を把握・調整する。 ・専門調査会等での検討を踏まえ、6月を目途に「平成16年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」を作成する。</p>

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>二. 金融システム改革</b>					
<p>3. 不良債権の集中的な処理が行われる間における政策金融の活用</p> <p>政策金融については、不良債権の集中的な処理が行われる間においては、中小企業金融等金融の円滑化に万全を期すため、市場本来の機能が最大限発揮されるよう適切な配慮を行った上で、セーフティ・ネットの整備、企業再生、金融機能の再生・発展等に政策金融を積極的に活用する。この観点を含め、その在り方について、経済財政諮問会議において、「政策金融の抜本的改革に関する基本方針」に沿って、引き続き検討を進め、年内に結論を得る。</p>	<p>内閣官房、内閣府</p>	<p>・経済財政諮問会議において、「政策金融の抜本的改革に関する基本方針」に沿って、平成14年12月13日に「政策金融改革について」を取りまとめた。</p>	<p>・政策金融機関の大胆な統合集約化等、抜本的改革を3段階で進めていく方針を経済財政諮問会議として取りまとめた。</p>	<p>・現下の厳しい経済金融情勢に鑑み、民間金融機能の正常化への道筋を踏まえつつ、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出し、金融資本市場の効率化を図る。</p>	<p>・経済財政諮問会議の結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつ、さらに検討を進めるとともに、適材適所の経営責任者任用、特殊法人等整理合理化計画の着実な実行等の措置を講じる。</p>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年10月及び平成15年2月に、「安心ハウス構想」の普及、啓発のため、民間事業者等向けのセミナー（主催：（財）高齢者住宅財団）について、厚生労働省、国土交通省と連携して、必要な支援と協力を行った。</li> <li>・平成15年2月に、「明るい構造改革シンポジウム」の中で、「生活産業創出」について広報活動を実施し、国民の理解増進に寄与した。</li> </ul>		
内閣府は、経済産業省等関係各省と協力して、上記の内容を含め、対内直接投資、頭脳流入の拡大を目指した具体策を平成14年度中を目途にとりまとめ、各省と協力し、計画的な実施を図る。	内閣府、経済産業省等関係各省庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対内直接投資、頭脳流入の拡大を目指した具体策を検討するため、平成14年10月以降、対日投資会議専門部会において検討を行ってきた。平成15年2月には、第5回対日投資会議を開催し、対日投資促進を関係閣僚で確認。平成15年3月に専門部会で報告書を取りまとめるとともに、対日投資会議において取りまとめを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、対日投資促進に向けた規制改革、広報・普及活動等について、各省とも連携しながら推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点において、未定。</li> </ul>